

第1項 第2条第2項に定めた特別な業務を行う際は、本契約に定められた条件と異なるコンサルティング料、及びその支払い方法に関する取り決めをなすことが出来るものとする。

第2条 (支払方法)

- 第1項 別途覚書にて締結するものとする。
海外の現地にて採用した人材（海外人材）に限り、分割支払いとする。
- 第2項 甲が乙に支払うべき金額が支払期日までに支払われなかったときは、乙は甲に対し、支払期日の翌日から支払完了までの日数に応じ、支払遅延金額に対し年 14%の割合で計算した額を遅延利息として請求することができる。

第3条 (違約金)

甲は、虚偽の報告その他不正な行為により、コンサルティングフィーの全部または一部の支払を不当に免れた場合には、支払うべきコンサルティングフィーに加えて、違約金として、支払を免れた応募者一人あたり 200 万円を直ちに乙に支払うものとする。

第4条 (保証事項)

新規採用者が雇い入れ日より、3 ヶ月以内に退職した場合（但し、死亡、病気及び甲の責に基づく事由に起因する場合は除く）は、乙は甲に対し、第4条第1項ないし第3項に基づき、支払われたコンサルティング料のうち、一部を返還するか、あるいは代替者を斡旋するものとする。尚、この場合のコンサルティング料は、代替者の年収を根拠に第4条による料金とし、その差額を返還又は、請求するものとする。

返還金額の算定は下記に定める勤続月数により決定する。

入社～30 日未満	80%
1 ヶ月～2 ヶ月	50%
2 ヶ月～3 ヶ月	20%
91 日以上	0%

但し、海外人材の委託業務に対し分割払いとした場合は、返還金及び代替者の斡旋ではなく、退職日翌月以降の分割支払いを免除するものとする。
（海外人材の場合、第1回目（入社月）の支払いに関しては、いかなる理由であろうとも免除、返金できないものとする。）

第5条 (守秘義務)

甲乙双方は、本契約で知り得た情報について、一切外部に洩らさないよう万全の措置をとるものとする。

第6条 (協議事項)

本契約に特に定めのない事項が生じた場合には、甲乙双方が誠意をもって協議し解決を図るものとする。